

山梨県町村議会運営委員長連絡協議会規約

制定 平成 5年11月24日
改正 平成15年 6月 6日
平成17年 6月 7日
平成28年 5月23日

(目 的)

第1条 本会は、町村議会の円滑なる議会運営と資質向上を図り、町村相互の連絡提携及び融和を目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、「山梨県町村議会運営委員長連絡協議会」と称し、事務局を山梨県町村議会議長会内に置く。

(組 織)

第3条 本会の構成は、町村議会運営委員長をもって組織する。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 町村議会運営についての調査研究。
- (2) 議会運営についての各種研修会の開催。
- (3) その他目的達成のための必要な事業。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会長 1名、 副会長 2名

2 会長、副会長は、町村議会運営委員長会議において選任する。ただし、任期中途において欠員が生じた場合は、前任者の所属していた後任の議会運営委員長をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、本会の事業推進について審議する。

(役員の仕事)

第7条 会長、副会長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の任期は、2年後の年度最初の町村議会運営委員長会議において満了するものとする。
- 3 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 会議は、町村議会運営委員長会議とし、必要に応じて開催する。

- 2 会議の招集は、会長が行うものとする。

(会 費)

第9条 本会の経費は、必要に応じて徴収するものとする。

附 則

この規約は、平成28年5月23日から施行する。